

平成25年3月15日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2件
(うちカセットこんろ1件、石油ストーブ(開放式)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 5件
(うち換気扇1件、自転車1件、ノートパソコン1件、電気温水器1件、
HIDライト1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 6件
(うち延長コード1件、鍋1件、電気ミニマット1件、
運動器具(エクササイズ用)1件、プロテクター(脛用)1件、
電気こたつ1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)
において、審議を予定している案件
該当案件無し

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会
製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

(管理番号A201101129を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) ガデリウス株式会社（現 ガデリウス・インダストリー株式会社）が輸入した換気扇の新規リコール（製品改修）について（管理番号A201101129）（経済産業省と同時公表）

① 事故事象について

ブレーカーが作動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していました。

当該事故は、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき、重大製品事故報告を受け、平成24年3月23日に「ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故」として公表していたものです（管理番号A201101129）。

当該事故の原因は、長期間の使用により、当該製品内部のモーターコイル巻線の絶縁が劣化し、レイヤーショートが生じたためモーター一部が過熱し、当該製品を焼損したものと考えられます。

これまで同社が輸入した換気扇で発生した重大製品事故は2件報告を受けています（管理番号A200900790及びA201101129）。このうち平成21年12月11日に発生した重大製品事故（管理番号A200900790）については、調査を終了し、製品起因であるがその原因が不明の事故として公表済みです。

また、同種事故として、独立行政法人製品評価技術基盤機構（「NITE」）に報告された事故は1件（非火災）です。これら3件の事故については、いずれも人的被害は生じておりません。

② 再発防止策について

同社は、対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、本日、ホームページへの情報掲載を行うとともに、所有者へのダイレクトメートメールの送付などを順次実施し、対象製品について製品改修を実施します。

③ 対象製品：製品名、型式、製造期間、改修対象台数

製品名	型式	製造期間	改修対象台数
住宅用集中換気システム 「エアロスーパーE」 (ガデリウス株式会社ブランド)	SIROC-T3/7	平成9年4月 ～ 平成15年12月	8,709台
住宅用集中換気システム 「フレッシュビーム24」 「エコビム」 (フクビ化学工業株式会社ブランド)			

対象製品の外観



④事業者の対応

製品改修を実施します。

⑤事業者の告知

- ・ホームページへの情報掲載 平成25年3月15日（金）
- ・ダイレクトメールの送付 平成25年3月15日（金）以降順次
- ・新聞への広告掲載 平成25年3月15日（金）以降順次

⑥消費者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

（ガデリウス・インダストリー株式会社の問合せ先）

電話番号：0120-346-111

受付時間：9時～17時（土・日・祝日、年末年始・夏季休暇を除く。）

ホームページ：http://www.gadelius.com/products/low_energy_housing

(2) 株式会社川島洋行が輸入し株式会社カワシマサイクルサプライが販売した自転車用
部品の新規リコール（部品交換）について（管理番号A201200871）（経済産業省と同
時公表）

①事故事象について

当該製品で走行中、転倒し、負傷しました。

当該事故は、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき、重大製品事故報告を受け、平成25年2月8日に「ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故」として公表していたものです（管理番号A201200871）。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、繰り返しの使用の加重によりクランプ部分が破断し事故に至ったものと考えられます。

これまで同社が輸入した自転車用部品で発生した重大製品事故は1件報告を受けています。また、同種事故として、独立行政法人製品評価技術基盤機構（「NITE」）に報告された事故は2件（いずれも軽傷）です。

②再発防止策について

販売事業者である株式会社カワシマサイクルサプライは、対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、本日、ホームページへの情報掲載を行うとともに、販売店店頭での告知ポスター掲示、スポーツサイクル専門誌への広告掲載などを順次実施し、対象製品について部品交換（厚みを増し強度を高めた部品に交換）を実施します。

なお、本対策は、同社の他、同製品を輸入・販売した3社（株式会社インターマックス、株式会社日直商会、株式会社深谷産業）と共同で実施します。

③対象製品：製品名、型式、輸入期間、改修対象数

製品名	型式	輸入期間	改修対象数
自転車用ハンドルステム (DEDA ELEMENTI社製)	ZERO 100 SERVIZIO CORSE (ゼロ100セルビツォ コルセ)	平成18年10月 ～ 平成25年1月	12,722本
	ZERO 100 (ゼロ 100)		
	ZERO 100 PISTA (ゼロ100 ピスタ)		

対象製品の外観及び確認方法



対策済みのハンドルクランプ部品の内側には、管理番号がプリントされています。

④事業者の対応
部品交換を実施します。

⑤事業者の告知

- ・ホームページへの情報掲載 平成25年3月15日(金)
- ・販売店店頭で告知ポスター掲示等により呼び掛け 平成25年3月15日(金)以降順次
- ・スポーツサイクル専門誌への広告告知 平成25年3月15日(金)以降順次
- ・屋外サイクルイベントでの交換実施 平成25年3月15日(金)以降順次

⑥消費者への注意喚起
対象製品をお持ちの方は、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

(株式会社カワシマサイクルサプライの問合せ先)
電話番号：072-238-6126
受付時間：9時～12時、13時～18時(土・日・祝日を除く。)
ホームページ：<http://www.riogrande.co.jp/>

(株式会社インターマックスの問合せ先)
電話番号：055-252-7333
受付時間：9時～12時、13時～18時(土・日・祝日を除く。)
ホームページ：<http://www.intermax.co.jp/>

(株式会社日直商会の問合せ先)
電話番号：048-953-9771
受付時間：9時～17時30分(土・日・祝日を除く。)
ホームページ：<http://www.nichinao.co.jp/>

(株式会社深谷産業の問合せ先)
電話番号：052-909-6201
受付時間：9時～12時、13時～18時(土・日・祝日を除く。)
ホームページ：<http://www.fukaya-sangyo.co.jp/>

(本発表資料の問合せ先) 消費者庁消費者安全課^{（あふね）}
(製品事故情報担当) 担当：大木、長井、川船
電話：03-3507-9204(直通)
FAX：03-3507-9290

(ガ德里ウス株式会社(現 ガ德里ウス・インダストリー株式会社)
が輸入した換気扇についての発表資料に関する問合せ先)
経済産業省商務流通保安グループ製品安全課製品事故対策室
担当：宮下、古田、長沼 電話：03-3501-1707(直通)
FAX：03-3501-2805

(株式会社川島洋行が輸入し株式会社カワシマサイクルサプライが
販売した自転車用部品についての発表資料に関する問合せ先)
経済産業省商務流通保安グループ製品安全課製品事故対策室
担当：宮下、谷、山田 電話：03-3501-1707(直通)
FAX：03-3501-2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201201007	平成25年2月27日	平成25年3月11日	カセットこんろ	KC-317	株式会社ニチネン (輸入事業者)	火災	飲食店で当該製品の着火確認を行ったところ、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品を焼損した。現在、原因を調査中。	神奈川県	3月7日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201201008	平成25年2月27日	平成25年3月11日	石油ストーブ(開放式)	RCA-374	株式会社トヨミ	火災	建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	岩手県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201101129	平成24年3月7日	平成24年3月19日	換気扇	SIROC-T3/7	ガデリウス株式会社 (現 ガデリウス・インダストリー株式会社) (輸入事業者)	火災	ブレーカーが作動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。調査の結果、長期使用(約13年)により、当該製品内部のモーターコイル巻線の絶縁が劣化し、レイヤーショートが生じたためモーター部が過熱し、火災に至ったものと考えられる。	北海道	平成24年3月23日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの3月15日からリコールを実施(特記事項を参照)
A201200871	平成25年1月13日	平成25年2月5日	自転車	ZERO100S.C.	株式会社川島洋行 (輸入事業者)	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、負傷した。事故原因は、現在、調査中であるが、繰り返し使用の加重によりクランプ部分が破断し事故に至ったものと考えられる。	神奈川県	2月8日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの3月15日からリコールを実施(特記事項を参照)

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201201010	平成25年3月3日	平成25年3月12日	ノートパソコン	PCF-DN33J	株式会社日立製作所 (現 日立コンシューマエレクトロニクス株式会社) (輸入事業者)	火災	異音とともに当該製品から発煙し、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	大阪府	
A201201011	平成25年3月3日	平成25年3月12日	電気温水器	HPL-2TFB463RAU	東芝機器株式会社 (現 東芝キャリア株式会社に事業移管)	火災	当該製品から発煙し、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	大阪府	3月14日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201201016	平成25年3月5日	平成25年3月13日	HIDライト	ML-001BK	株式会社ムサン (輸入事業者)	火災	当該製品を充電中、当該製品付属の充電器から出火する火災が発生し、当該製品の充電器を焼損した。現在、原因を調査中。	奈良県	3月14日に消費者安全法の重大事故等として公表済

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201201006	平成25年2月27日	平成25年3月11日	延長コード	火災	当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	愛媛県	
A201201009	平成25年1月23日	平成25年3月11日	鍋	重傷1名	当該製品を使用中、取っ手が回転して鍋の湯がこぼれ足にかかり、火傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が事故を認識したのは、2月7日報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A201201012	平成25年3月6日	平成25年3月12日	電気ミニマット	火災 軽傷1名	当該製品を布団の中で足元に敷いて使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201201013	平成25年3月3日	平成25年3月12日	運動器具(エクササイズ用)	重傷1名	店舗で展示中の当該製品を使用中、当該製品に左手を挟み負傷した。当該製品の設置状況及び使用状況も含め、現在、原因を調査中。	富山県	
A201201014	平成24年12月13日	平成25年3月12日	プロテクター(脛用)	重傷1名	当該製品を着用してサッカーの試合中、左脛を蹴られ、当該製品が破損、左脛を負傷した。現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が事故を認識したのは2月28日報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A201201015	平成25年1月28日	平成25年3月13日	電気こたつ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	2月13日に公表した電気カーペットに関する事故(A201200889)と同一事業者が事故を認識したのは、1月31日報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意 2月7日に消費者安全法の重大事故等として公表済

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

ノートパソコン（管理番号：A201201010）



電気温水器（管理番号：A201201011）



H I Dライト（管理番号：A201201016）

